

委託契約書（案）

- 1 契約業務名 永平寺キャンパス 空調設備保守点検業務
- 2 契約金額 金 円
（うち取引に係る消費税額および地方消費税の額 金 円）
- 3 契約期間 平成30年 月 日から平成31年3月31日まで
- 4 履行場所 吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1
福井県立大学 永平寺キャンパス
- 5 契約保証金
- ※ 契約保証金は、契約金額の100分の10以上。
 - ※ 保険証券、保証証券が提供された場合は、保険または保証に付される金額を記載。
 - ※ 契約事務取扱細則第38条第1項の規定に該当する場合は、「免除」と記載。

公立大学法人福井県立大学（以下「甲」という。）と、（以下「乙」
という。）とは、次の条項により契約を締結する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1
公立大学法人 福井県立大学
理事長 林 雅則

乙

契 約 条 項

(契約の要項)

第1条 この契約の要項は、頭書のとおりとする。

(委託業務の実施方法)

第2条 乙は、別紙仕様書および甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、誠実にこれを履行しなければならない。

(調査等)

第3条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し委託業務の処理状況について報告もしくは資料の提出を求め、または必要な指示を与えることができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、委託業務の処理を自ら行うものとし、業務の全部または一部を第三者に委託し、もしくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(実績報告および検査)

第6条 乙は、委託業務が終了したときは、速やかに別紙仕様書に基づく報告書等を甲に提出し、甲の命じた職員の検査を受けなければならない。

2 甲は委託業務が実施要領等に示すものに適合していないと認める時は、期日を定めて業務の手直しをさせることができる。この場合の費用は、乙の負担とする。

(委託料の支払)

第7条 乙は、前条の規定による甲の履行確認を得た後、甲に対して委託料の支払を請求するものとし、甲は乙からの適法な請求書を受領したときは、その日の翌月の25日に委託料を支払うものとする。ただし、25日が土曜日、日曜日および祝祭日の場合は、その翌営業日とする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合は、乙は甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

(履行遅延)

第8条 甲は、乙の責に帰すべき事由により契約履行期限までにその義務を履行しないときは、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として徴収する。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。
- (3) 誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。
- (4) 契約の履行につき、不正の行為をしたとき。
- (5) 契約の解除を申し出たとき。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

(違約金等)

第10条 前条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は違約金として委託期間全期間分の委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、甲に違約金の額を超える損害が発生したときは、甲はその超過額を請求することができる。

2 前項の場合において、契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができるものとする。

(損害賠償請求権)

第11条 乙は、委託業務の実施に当たり、乙の故意または過失により甲または第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責を負うものとする。

2 前項の損害賠償の額は、甲が実際に被った損害額とする。

3 天災その他不可抗力によって生じた損害については、乙が善良なる管理者の注意義務を怠らなかったと認める場合は、甲はこれを請求しない。

4 委託業務の履行に関し、第三者に損害が生じたときは、甲の責に帰すべき事由による場合を除き、乙は、その損害賠償の責を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力による場合は、その負担について、甲と乙が協議して定める

(著作権等権利の処理)

第12条 乙は、委託業務の実施にあたり、第三者が有する著作権、特許権等の排他的権利を侵害してはならない。

2 乙は、委託業務の実施上、前項の排他的権利を使用する必要がある場合は、その権利関係を処理するものとする。

3 乙が、前2項の規定に反したことにより甲が損害を受けた場合は、甲は乙に対して損害賠償を請求することができるものとする。

(秘密の保持)

第13条 乙は、委託業務実施中に知り得た秘密および甲の行政事務などで一般に公表されていない事項を他にもらしてはならない。

(個人情報の保護)

第14条 乙がこの契約に関して取扱う個人情報については「福井県個人情報保護条例（平成14年条例第6号）」の適用を受ける。

(グリーン購入)

第15条 乙は、事業の実施において物品等を調達する場合、「福井県庁グリーン購入推進方針（平成13年4月27日策定）」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(疑義等の決定)

第16条 この契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争等の解決)

第17条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

一 般 共 通 仕 様 書

1 節 一 般 事 項

- | | |
|------------------|--|
| 1. 1 共通仕様書の適用範囲 | 特記以外は、この共通仕様書による。 |
| 1. 2 設計図書 | 設計図書とは、図面および仕様書をいう。 |
| 1. 3 監督員 | 監督員とは、契約書に規定する監督職員をいう。 |
| 1. 4 疑義に対する協議 | 設計図書に明記のない場合または疑いを生じた場合は監督員と協議する。 |
| 1. 5 協議の結果の処置 | a 必要に応じて契約の変更が行われる。
b 契約の変更に至らぬ事項は3. 3項による。 |
| 1. 6 官公署その他への手続き | a 管理業務に必要な官公署その他への手続きを要するときは、受託者の費用および責任において、速やかに行う。
b 甲の責務による官公署その他への手続きを要するときは、関係書類を作成し、監督員に提出する。 |
| 1. 7 別契約の関係業務 | 別契約による関係業務については、監督員の指示により、関係者と協力し、円滑に業務を遂行する。 |

2 節 業 務 管 理

- | | |
|------------|--------------------------------|
| 2. 1 作業責任者 | 作業責任者とは、契約書に規定する業務責任者をいう。ただし、作 |
|------------|--------------------------------|

業員が一人の場合、その作業員を作業責任者とする。

2. 2 安全衛生管理
- a 作業現場の安全衛生に関する管理は、作業責任者が関連法令等に従って、これを行う。
別に責任者が定められた場合は、これに協力する。
- b 作業現場において、常に整理整頓を行い、事故の防止に努める。
2. 3 災害および公害防止
- a 管理業務に伴う災害および公害の防止は、関係法令等に従い、適切に処置するとともに、特に下記の事項を守らなければならない。
- (1) 第三者に災害を及ぼしてはならない。
- (2) 公害の防止に努める。
- (3) 善良な管理者の注意をもってしても、なお災害または公害の発生のある場合の処置については、監督員と協議する。
2. 4 臨機の処置
- 災害または公害が発生した場合は、速やかに適切な処置を取り、直にその経費を監督員に報告する。
2. 5 養生
- 在来部分などで汚染または損傷の恐れのあるものは適切な方法で養生する。
2. 6 あと片付け
- 管理業務完了に際しては、作業現場内外のあと片付けおよび清掃を行う。
2. 7 作業員の資格
- 管理業務のうち、法令および仕様書等で規制のあるものは、有資格者がその取扱いをしなければならない。
2. 8 使用材料
- 管理業務に使用する材料は新品とし、品質良好のものを使用する。規格等の指定のあるものは、規格品を使用する。
2. 9 破損個所の措置
- 管理業務により発見した破損または故障箇所は、その機能が維持できる程の応急処置を施し、直ちに監督員に報告する。

2. 10 光熱・水道等の利用 | 光熱・水道・休息・道具または資材置場等の利用は作業実施計画書（後述）により、監督員の承認を得て無償で使用できる。

3 節 実施計画書、記録、その他

3. 1 作業実施計画書 | 管理作業の実施に先立ち、監督員と十分打合せ、下記の事項について作業実施計画書を作成し、提出する。変更する場合は速やかに変更する部分を書面にて監督員に提出する。
- (1) 作業全体の工程表および実施工程表
 - (2) 作業現場の明示および作業時間等
 - (3) 作業員および資格等
 - (4) 使用機器および材料
 - (5) 測定方法および記録例等
3. 2 作業の打合せ | 作業の実施に当たり、事前に当該建物管理者と作業内容について十分打合せをし、執務に支障のないようにする。
3. 3 作業実施の記録、報告等
- a 管理業務終了後は、書面に正確に記録し、当該建物管理者または監督員へ提出するとともに、細部について報告し、確認を得る。
 - b 管理業務終了後では容易に点検できない部分および監督員の指示する箇所は、写真の記録等により監督員の確認を受ける。

空調設備保守点検業務 特記仕様書

1 共通仕様

特記仕様に記載されていない事項は、すべて下記による。

「一般共通仕様書」

2 特記仕様

(1) 設備内訳

各棟等の設備内訳による。

(2) 作業周期および作業内容

各棟等の作業周期および作業内容による。

原則として、冷房シーズン前および暖房シーズン前の年2回点検とする。

また、作業の内容、方法等については、必要に応じて監督職員と協議し、その了解のもと、効率化を図ることができるものとする。

(3) 作業時期

他の設備または他の棟の設備との連携、調整等を考慮した上で、監督職員と協議して定めるものとする。

(4) 記録簿の提出

作業終了後、記録簿に記入のうえ監督職員に提出する。

(5) 消耗品および材料

必要な次の消耗品は、受託者の負担とする。

- | | |
|------------|-----------------------|
| 1 ヒューズ、メタル | 6 乾電池 |
| 2 ビス、ネジ類 | 7 ラベル、パッキン類 |
| 3 ウェス | 8 洗 剤 |
| 4 油 類 | 9 その他必要なもの（概ね単価2千円以内） |
| 5 パテ、シール類 | |

(6) 異常発生時の措置

対象設備に甲が異常を認めて乙に通知したときは、乙の費用負担において直ちに技術員を急行させ、異常の拡大防止策等の必要な応急措置を講じた上で、原因調査を実施する。

(7) 異常設備の修繕

前項の調査の結果または甲が別途実施した調査の結果、修繕の必要が生じたときは、乙は、甲の係員の指示に従い、必要な措置を講じなければならない。

この場合、修繕に係る費用（ただし、(5)の消耗品は除く）は、甲の負担とする。

[本部棟]

(1) 設備内訳

イ	空冷ヒートポンプチラー	三菱 CAH-80J	1基
ロ	冷温水一次ポンプ		1基
ハ	冷温水二次ポンプ		3基
ニ	冷温水槽	3,000リットル	1基
ホ	密閉式タンク	日立金属AX-80V	1基
ヘ	空気調和機	新晃工業DH-10(1階)	1基
ト	ファンコイルユニット	新晃工業(天吊型)	36基
チ	壁掛けエアコン(屋外機共)		8基

(2) 作業周期および作業内容

原則として別表1による。各設備の点検・調整・清掃を行うものとし、これ以外の事項についてはその都度協議する。

[生物資源学部棟]

(1) 設備内訳

イ	元R1実験室系パッケージ エアコン・電気ヒーター(暖房)・加湿器(暖房)		1基
ロ	冷却塔・冷却水ポンプ	信和産業製SBC-20ES他	1基
ハ	元R1排気ファン	エバラLFM31/2SMTE他	1基
ニ	P2実験室ユニット	ダルトン製	1基
ホ	恒温室ユニット	三洋電機特機製	4基
ヘ	低温室ユニット	三洋電機特機製	3基

(2) 作業周期および作業内容

原則として別表2による。各設備の点検・調整・清掃を行うものとし、これ以外の事項についてはその都度協議する。

[図書館棟]

(1) 設備内訳

イ	空冷ヒートポンプチラー	ダイキン工業UWY50MB6	2基
ロ	冷温水一次ポンプ		2基
ハ	冷温水二次ポンプ		5基
ニ	冷温水槽	6,000リットル	1基
ホ	密閉式タンク	日立金属AX-120V	1基
ヘ	空気調和機	新晃工業DH-12(1階)	1基
		DH-17(1階)	1基
		DH-10(屋上)	1基
ト	ファンコイルユニット	新晃工業(天吊型)	3基
チ	空冷式エアコン(サーバー室)	ダイキン工業SZYC160CA	3基

(2) 作業周期および作業内容

原則として別表3による。各設備の点検・調整・清掃を行うものとし、これ以

外の事項についてはその都度協議する。

[交流センター]

(1) 設備内訳

別表4-1のとおり

(2) 作業周期および作業内容

原則として別表4-2による。各設備の点検・調整・清掃を行うものとし、これ以外の事項についてはその都度協議する。

[看護福祉学部棟]

(1) 設備内訳

イ	ビル用マルチエアコン	RXYJ448KA RSLYJ450KA RSXY224KA RXYJ355KA RSXYJ280KA	5系統
ロ	氷蓄熱ビル用マルチエアコン	RDYJ450L6	1系統
ハ	スカイエア	RTYJ45KT RZYP112F	2基
ニ	室外機		8基
ホ	室内機	FXYCJ28KA他 Cp-400A・KF	58基
ヘ	空冷式エアコン	SZYA63CANV他 PKZ-ZRMP80SK LH他	12基

(2) 作業周期および作業内容

原則として別表9による。各設備の点検・調整・清掃を行うものとし、これ以外の事項についてはその都度協議する。

[研究・交流棟（地域経済研究所）]

(1) 設備内訳

イ 空冷式エアコン ダイキン工業 SZYC160CA他 22基

(2) 作業周期および作業内容

原則として別表10による。各設備の点検・調整・清掃を行うものとし、これ以外の事項についてはその都度協議する。

別表1 作業内容および周期

(本部棟)

1 / 1

作業内容	周期		
	一年 四回 以上	一年 二回 以上	一年 一回 以上
1 空冷ヒートポンプチラー シーズン前点検 (冷房・暖房) 冷房・暖房の切り換え 電気関係の点検、調整 送風機点検、調整 冷媒系統の点検、調整 各部温度調整 総合点検、試運転		○ ○ ○ ○ ○ ○	
2 ポンプ類 電気系統点検 グラント点検、調整 運転状況の点検、調整		○ ○ ○	
3 冷温水槽・密閉式タンク 外観点検 本体の損傷など点検 各部の締め付け 配管・弁の点検、調整		○ ○ ○ ○	
4 空気調和機 電気関係の点検、調整 送風機点検、調整 各部温度調整 総合点検 エアフィルター点検、清掃		○ ○ ○ ○ ○	
5 ファンコイルユニット 電気関係の点検、調整 送風機点検、調整 各部温度調整 総合点検 エアフィルター点検、清掃		○ ○ ○ ○ ○	

別表2 作業内容および周期

(生物資源学部棟)

1/2

作業内容	周期		
	一年 四回 以上	一年 二回 以上	一年 一回 以上
1 元R I 実験室系パッケージエアコン シーズン前点検 (冷房・暖房) バルブの切り換え Vベルト点検調整 フィルター清掃 電気系統の点検、調整 保安機器作動確認 制御機器作動確認 総合運転調整		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
2 加湿器 水槽水張り (暖房) 水槽水抜き・清掃 (冷房)		○	
3 冷却塔 シーズン前点検 (冷房・暖房) 水槽水張り、水抜き清掃 ボールタップ点検 ファンモーター点検		○ ○ ○	
4 元R I 排気ファン 片吸い込みターボファン点検 送風機点検 モーター点検 ケーシングケレンおよび塗装補修 モーター絶縁測定			○ ○ ○ ○

別表3 作業内容および周期

(図書館棟)

1 / 2

作業内容	周期		
	一年 四回 以上	一年 二回 以上	一年 一回 以上
1 空冷ヒートポンプチラー シーズン前点検 (冷房・暖房) 冷房・暖房の切り換え 電気関係の点検、調整 送風機点検、調整 冷媒系統の点検、調整 各部温度調整 総合点検、試運転		○ ○ ○ ○ ○ ○	
2 ポンプ類 電気系統点検 グラウンド点検、調整 運転状況の点検、調整		○ ○ ○	
3 冷温水槽・密閉式タンク 外観点検 本体の損傷など点検 各部の締め付け 配管・弁の点検、調整		○ ○ ○ ○	
4 空気調和機 電気関係の点検、調整 送風機点検、調整 各部温度調整 総合点検 エアフィルター点検、清掃		○ ○ ○ ○ ○	

作 業 内 容	周 期		
	一 年 四 回 以 上	一 年 二 回 以 上	一 年 一 回 以 上
5 ファンコイルユニット 電気関係の点検、調整 送風機点検、調整 各部温度調整 総合点検 エアフィルター点検、清掃		○ ○ ○ ○ ○	
6 空冷式エアコン (サーバー室) エアフィルター点検、清掃		○	

別表4-1

永平寺キャンパス 交流センター 空調設備保守点検

1) 熱源機

a	空冷ヒートポンプチラー	R-1 CAH-100J形	2台	年2回
b	空冷パッケージエアコン	HPC-1 マルチ室外機 PUHY-125K-C	1台	年2回
		HPC-1 マルチ室内機 PUHY-63FK-A	2台	年2回
c	空冷パッケージエアコン	HPC-2 ビルトイン PDH-45EKE	1台	年2回
d	空冷ヒートポンプエアコン	HP-1 ウォールスルー 床置形	3台	年2回
e	空冷ヒートポンプエアコン	HP-2 ウォールスルー 床置形	5台	年2回
f	空冷ヒートポンプエアコン	HP-3 ウォールスルー カセット形	3台	年2回
g	空冷ヒートポンプエアコン	HP-4 ウォールスルー カセット形	1台	年2回
h	空冷ヒートポンプエアコン	HP-6 ウォールスルー インペイ形	1台	年2回

2) ポンプ類

a	冷温水1次ポンプ	P-1 100φ×1,200l/min×15m×5.5kw	2台	年2回
b	冷温水2次ポンプ	P-2 50φ×40φ×400l/min×25m×3.7kw	6台	年2回

3) 空気調和機

a	AC-3	1F	交流ホール	3.7kw	1台	年1回
b	AC-4	1F	交流ホール	1.5kw	2台	年1回
c	AC-5	1F	講堂系統	30+18kw	1台	年1回
d	AC-6	3F	講堂系統	3.7+2.2kw	1台	年1回
e	AC-7	3F	多目的ホール	3.7kw	1台	年1回

4) ファンコイル

a	FC-2	280m ³ /H	FCL-2	床置ローボーイ形	6台	年1回
			FCHR-2	天吊インペイ形	2台	年1回
b	FC-4	560m ³ /H	FCHR-2	天吊インペイ形	5台	年1回
c	FC-6	840m ³ /H	FCL-6	床置ローボーイ形	13台	年1回
			FCHR-6	天吊インペイ形	2台	年1回
d	FC-8	1120m ³ /H	FCL-8	床置ローボーイ形	7台	年1回
			FCHR-8	天吊インペイ形	11台	年1回

別表4-2

保守作業実施要領

○ 実施作業

(交流センター)

1/2

区分	作業内容	PACエアコン		チリングユニット	
		冷イン	暖イン	冷イン	暖イン
電気系統	電気系統の点検（二次側）	○	○	○	○
	絶縁抵抗値の測定	○	○	○	○
	インターロック回路の確認			○	○
	クランクケースヒーターの通電確認	○	○	○	○
	制御機器・保安機器の作動確認	○	○	○	○
	温度調整器の作動確認、調整	○	○	○	○
送風機関係	回転方向の確認	○	○	○	○
	Vベルト点検並びに張力の確認調整				
	軸受ベアリングの点検	○	○	○	○
	エアフィルターの点検清掃	○	○		
	（メインフィルターは清掃除外）	○	○		
運転状態	電圧・電流の測定	○	○	○	○
	運転圧力の測定			○	○
	油面の確認				
	各部の温度調節	○	○	○	○
	運転音・振動の確認	○	○	○	○
冷媒系統その他	冷媒・冷凍機油の漏れ有無点検	○	○	○	○
	膨張弁の作動確認・調整	○	○	○	○
	容量制御機構作動確認・調整				
	ポンプダウン解除・実施（密閉型除）				
	ドレンパン・ドレン配管の点検清掃	○	○	○	○
	外装パネル点検清掃	○	○	○	○

区分	作業内容	冷イン	暖イン
ポンプ	ボルトの緩み点検	○	○
	グラウンド水洩れ点検	○	○
	軸受摩耗点検	○	○
	カップリングゴムの点検	○	○
	モーター絶縁測定	○	○
	電流の測定	○	○
	圧力の確認	○	○
エアーハンド ン	ファンベルトの点検	○	○
	プーリーの点検	○	○
	送風機汚れの点検	○	○
	モーター絶縁測定	○	○
	軸受摩耗の点検	○	○
	グリースの確認	○	○
	フィルターの点検・清掃	○	○
	熱交フィン汚れの点検	○	○
	加湿器の点検		○
	送風機電流の測定	○	○
	電気集塵器の点検		
	三方弁・サーモの点検	○	○
ファン コイル	電気系統の絶縁抵抗測定		
	運転状態の点検・送風機関係の点検	○	○
	エアーフィルターの点検清掃	○	○
	ドレンパンの点検清掃・エアー抜き点検	○	○

※ 空冷ヒートポンプエアコン（HP-1～HP-6 ウォールスルー）は、冷イン・暖インの2回点検とする。

別表6 作業内容および周期

(研究・交流棟) 地域経済研究所

1 / 1

作業内容	周期		
	一年 四回 以上	一年 二回 以上	一年 一回 以上
1 空冷式エアコン エアフィルター点検、清掃 コンプレッサー・ファーン運転確認		○ ○	